

建設事業者 様

法定福利費を明示した請負金額内訳書の提出について

建設業における、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険等）の未加入対策については、平成29年10月に「建設業者の社会保険等未加入対策実施要領」を制定し、社会保険未加入者が受注者やその一次下請負者となること等を認めないこととしているところです。

令和元年度には、「品確法基本方針」、「入契法適正化指針」の一部が変更され、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めるものとされたことから、本市においても、令和3年度より契約締結後に各工事に係る法定福利費を記載した請負金額内訳書の提出を求めることとしました。

【概要】

- ・ 契約締結後、14日以内に工事担当課に、「請負金額内訳書」（別紙）（以下「内訳書」という。）を提出しなければならないこととし、内訳書には、社会保険等に係る事業者負担分である法定福利費を記載するものとします。
 - ・ 提出していただく内訳書の内容については、大項目程度（直接工事費、共通仮設費、現場管理費等）としていただき、内訳書には、法定福利費を記述する欄があるため、当該工事で必要となる法定福利費を計算し、記入して下さい。
- ※なお、内訳書に記入した法定福利費は、受注者を拘束するものではありません。

【法定福利費の計算方法】

工事の直接的な作業に従事する現場作業員（元請、下請共）に係る法定福利費の事業者負担分を計算して下さい。

① 労務費を算出し、法定福利費を求める場合

- ・ 入札書、見積書作成の際、直接工事費の積算に労務費を使用している場合
⇒ 当該労務費を使用
- ・ 入札書、見積書作成の際、直接工事費の積算に労務費を使用しない場合
⇒ 過去の工事实績等から平均的な労務費率を算出し、これを工事費に乘じ労務費を算出

$$\text{① 法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率（事業主負担分）}$$

② 労務費の算出が困難な場合

- ・ 自社の工事实績等から平均的な法定福利費率を算出

$$\text{② 法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費率}$$

③下請業者から提出された見積書等に記載された法定福利費を活用する場合

③ 法定福利費 = 元請の法定福利費 + 下請Aの法定福利費 + 下請Bの法定福利費 + . . .

【留意事項】

○受注段階で下請業者が確定しておらず、下請業者が社会保険等の適用対象か、適用除外（法定福利費無し）か不明である場合には、全ての下請業者が社会保険等に加入しているという前提で算出した法定福利費を記載してください。

○工事費目（直接工事費、現場管理費等）毎に法定福利費を内訳記載するのではなく、請負金額総額に対して内訳記載することで差し支えありません。

○法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に記載せず、まとめて記載することでも差し支えありません。

○適用する保険料率（参考）

協会けんぽ愛知支部に加入した場合（率は、令和3年2月現在）

保険の種類	保険料率(事業主負担分)	参照先
健康保険料	4.94%	全国健康保険協会、健康保険組合など
介護保険料	0.895%	
厚生年金保険料	9.15%	日本年金機構
子ども・子育て拠出金	0.36%	
雇用保険料	0.8%	厚生労働省
社会保険料率	16.145%	

※保険料率は、変更されます。所管の官庁等で確認してください。

○労務費率（参考）

（平成30年4月1日現在）

事業の種類	労務費率
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
道路新設事業	19%
舗装工事業	17%
鉄道又は軌道新設事業	24%
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立又は据付の事業	
組立又は取り付けに関するもの	38%
その他のもの	21%
その他の建設事業	24%

根拠法令：労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条第3項

【法定福利費の計算例（参考）】

○入札書作成時に労務費を使用

入札額 17,000,000 円 直接工事費の内労務費 4,200,000 円

$$\begin{aligned}\text{法定福利費} &= \text{労務費} \times \text{法定保険料率（事業主負担分）} \\ &= 4,200,000 \text{ 円} \times 16.145\% \\ &= 678,090 \text{ 円}\end{aligned}$$

請負金額内訳書に法定福利費として記載 = 678,090 円 × 1.10 = 745,899 円

○入札書作成時に労務費を未使用

入札額 17,000,000 円

$$\begin{aligned}\text{労務費} &= \text{入札額} \times \text{平均的な労務費率} \\ &= 17,000,000 \text{ 円} \times 24\% \\ &= 4,080,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{法定福利費} &= \text{労務費} \times \text{法定保険料率（事業主負担分）} \\ &= 4,080,000 \text{ 円} \times 16.145\% \\ &= 658,716 \text{ 円}\end{aligned}$$

請負金額内訳書に法定福利費として記載 = 658,716 円 × 1.10 = 724,587 円

注) 国土交通省では、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順等を公表していますので参考にして下さい。

(国土交通省ホームページ) 「建設業の社会保険未加入対策について」 (外部サイトへリンク)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

(国土交通省ホームページ) 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」 (外部サイトへリンク)

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

(国土交通省ホームページ) 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」 (外部サイトへリンク)

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【問い合わせ先】

豊橋市契約検査課 検査グループ 電話 0532-51-2096・2098

工事契約グループ 電話 0532-51-2155・2156

豊橋市上下水道局 総務課 電話 0532-51-2705・2706

豊橋市民病院 管理課 電話 0532-33-6365

請負金額内訳書

年 月 日

豊橋市長 様

受注者 住 所
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

下記工事について、請負金額内訳書を別紙のとおり提出します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約締結年月日

4 請 負 金 額

金 円

5 工 期

着 手 年 月 日
しゅん工 年 月 日

